

# 社団法人ふくい農林水産支援センター（旧林業公社）

## の現状と課題

## 【目次】

<b>I</b>	<b>旧林業公社設立の経緯</b>	<b>P 1</b>
1	旧林業公社設立の経緯	P 1
2	分収造林事業の目的、仕組み	P 2
<b>II</b>	<b>林業公社(分収造林事業)の現状</b>	<b>P 3</b>
1	分収造林事業の実績	P 3
2	分収造林契約の状況	P 4
3	分収造林事業を取り巻く環境の変化	P 4
4	分収造林事業の経営状況	P 5
<b>III</b>	<b>林業公社(分収造林事業)の問題点と課題</b>	<b>P 6</b>
1	問題点	P 6
2	課題	P 7
<b>IV</b>	<b>林業公社(分収造林事業)を巡る最近の状況</b>	<b>P 8</b>
1	第三セクター等の抜本的な改革の推進	P 8
2	公益法人制度改革への対応	P 10
3	森林の公益的機能の重要性	P 11
<b>V</b>	<b>これまでの経営改善の取り組み</b>	<b>P 12</b>
<b>VI</b>	<b>委員会での今後の検討事項</b>	<b>P 13</b>

〔 ※注 林業公社は、昭和41年に設立され、平成17年に外郭団体と統合し、社団法人ふくい農林水産支援センターに改称されています。本資料では、「林業公社」と記載します。 〕

## I 旧林業公社設立の経緯

### 1 旧林業公社設立の経緯

- ・昭和30年代、国は高度成長に伴う木材需要の大幅な増加に対応するため、従来薪炭林等として利用されていた広葉樹林を木材生産に適した針葉樹林に転換する、拡大造林政策を推進することとした。
- ・拡大造林の推進に当たっては、造林の多くが森林所有者では困難な奥地で行われること、外部資金の導入が必要なこと等から、林業公社による分収方式での造林が必要と考えられ、昭和33年に分収造林特別措置法が制定された。
- ・県内では昭和30年代に、旺盛な木材需要を背景に薪炭林の伐採跡地などにスギの植林が進められ、昭和37年に本県で開催された第13回全国植樹祭を契機に植林に対する県民の意識が一段と高まった。
- ・また、昭和40年9月に県内で発生した三大風水害を契機に、災害防止のための森林整備の必要性が広く認識されるようになった。
- ・こうした経緯を経て、昭和41年4月に社団法人福井県林業公社を設立し、主に民間の森林所有者では整備が進みがたい奥地などの条件不利地域を中心に、分収方式による造林を計画的に進めてきた。
- ・以後、林業公社は、分収造林事業の推進を通じ、山村地域の振興や雇用の創出に加え、水源のかん養・山地災害防止等の公益的機能の維持増進に重要な役割を果たしている。

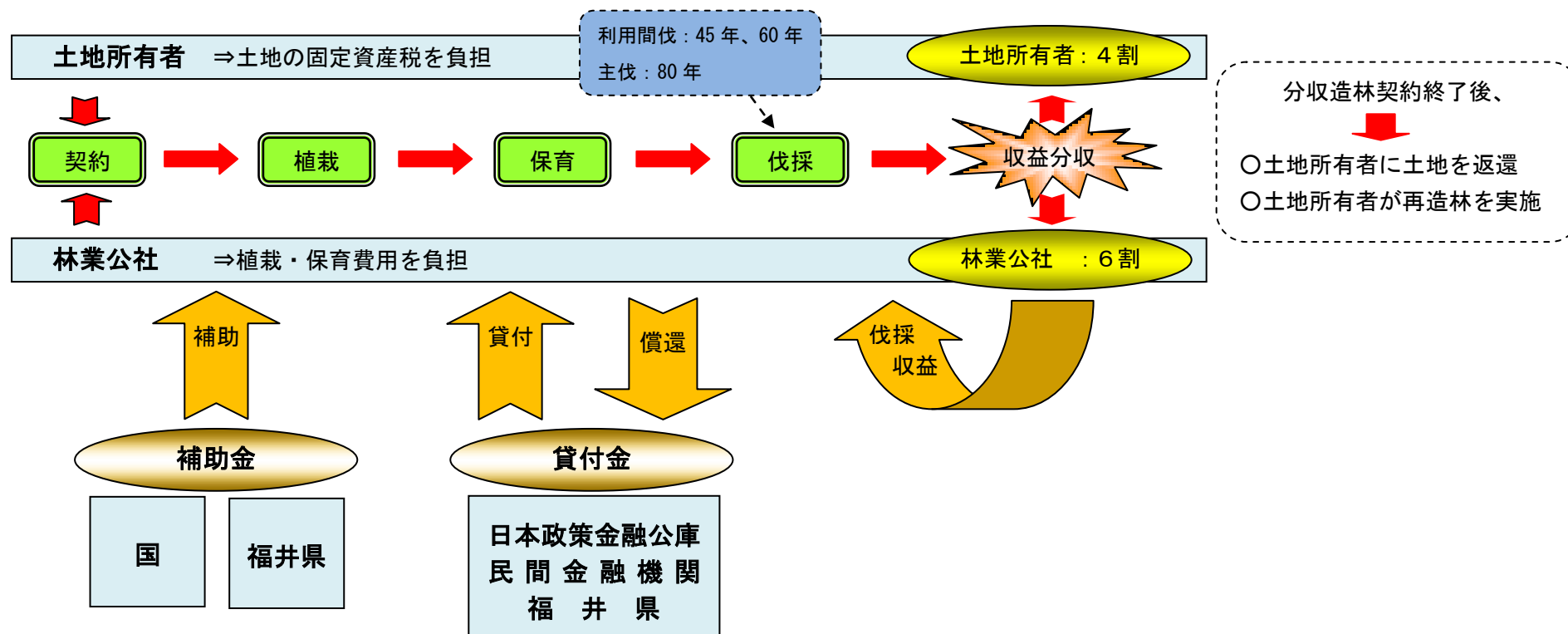
## 2 分収造林事業の目的、仕組み

### (1) 分収造林事業の目的

- ・分収造林事業には、「林業の発展（計画的かつ安定的な木材生産）」と、水源かん養、山地災害防止、地球温暖化防止などの「森林の有する諸機能（公益的機能）の維持増進」という2つの目的がある。

### (2) 分収造林事業の仕組み

- ・林業公社が土地所有者と分収造林契約を締結し、土地所有者から無償で土地の提供（地上権設定）を受けて、林業公社が費用を負担して植栽、保育を行い、木が大きくなり伐採して売れた時に、その収益を林業公社と土地所有者が一定の割合（林業公社6割、土地所有者4割）で分け合う仕組みである。



## Ⅱ 林業公社（分収造林事業）の現状

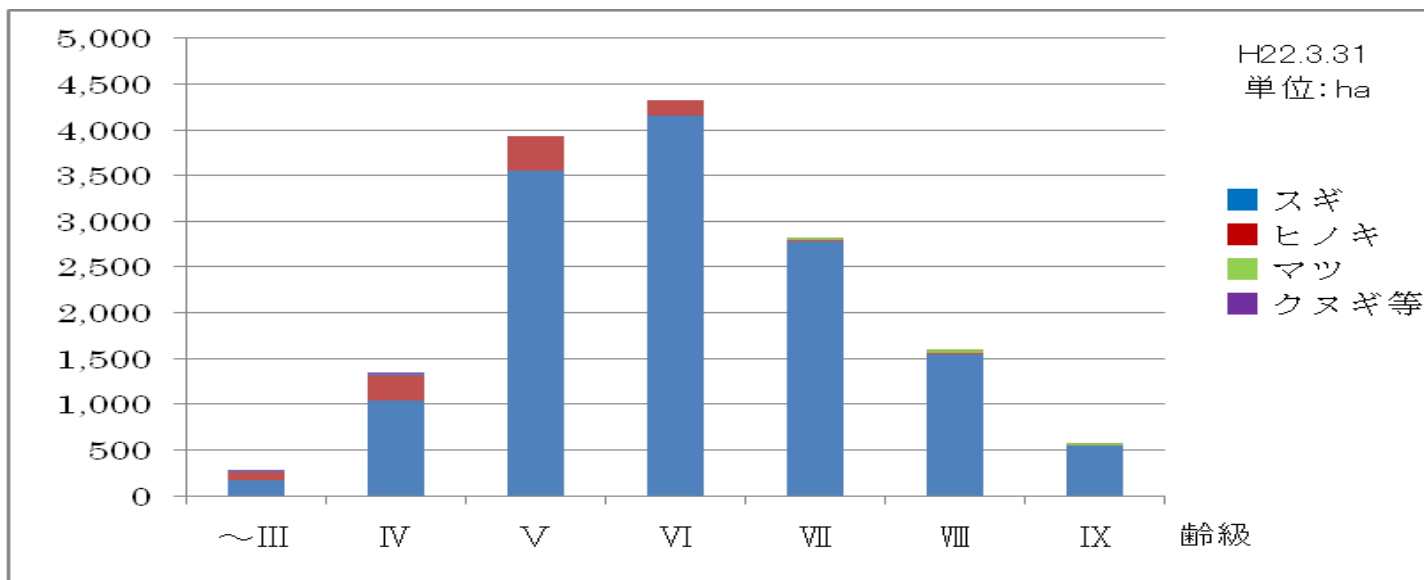
### 1 分収造林事業の実績

- ・国の拡大造林政策を受け、4期（昭和41年～平成10年）に渡って造林計画を策定し事業を推進してきたが、平成11年度に拡大造林（新植）を廃止した。
- ・現在の管理面積は14,880haであり、県内人工林の約13%を占めている。
- ・年齢別にみると、Ⅴ年齢級（21～25年生）、Ⅵ年齢級（26～30年生）、Ⅶ年齢級（31～35年生）が多く、全体の約7割を占めている。

#### ◆事業実績

管理面積（H22.3.31現在）	14,880ha（県内人工林117,488haの約13%）
------------------	-------------------------------

#### ◆年齢別・樹種別管理面積



## 2 分収造林契約の状況

- ・平成21年度末の土地所有者数は、4,153人であり、そのうち約9割が個人所有者である。  
また、契約面積では、約5割が個人所有である。

## 3 分収造林事業を取り巻く環境の変化

- ・分収造林事業は、民間の森林所有者では造林が困難な奥地などの条件不利地域を中心に行われてきたが、設立当時の木材価格や労務費の水準であれば、将来の伐採収益で事業経費を十分に賄うことができ、採算が合うものであった。
- ・しかし、その後の木材価格の著しい下落、人件費の大幅な上昇などの社会情勢の変化により、採算性が著しく低下している。

### ◆木材価格と賃金の推移

	昭和40年	昭和55年（木材価格ピーク）	現在
木材価格	14,000円/m <sup>3</sup>	38,700円/m <sup>3</sup>	11,800円/m <sup>3</sup>
林業労働者賃金	1,100円/日	7,700円/日	13,800円/日

※木材価格 … 全国平均スギ中丸太価格

#### 4 分収造林事業の経営状況

- ・分収造林事業は、植林してから伐採収入を得るまでの間は、毎年の森林造成費を補助金と日本政策金融公庫などからの借入金に依存することから、累積債務は増え続ける構造となっている。
- ・また、度重なる造林計画の改定、労務費の高騰、金利負担の増大等により、事業費が膨らんだことで借入規模が大きく膨らみ、現在の債務残高は、平成21年度末で約497億円にのぼっている。
- ・こうした経営状況は、全国の林業公社（36都道府県40公社（平成21年度末））にほぼ共通したものであり、全国の債務残高の合計額は1兆円を超えている。
- ・今後、森林資源がようやく利用間伐期を迎えていくものの、主伐期は30数年後であり、現状では、補助金と借入金による収入で事業費支出の大半を賄っている状況である。

##### ◆借入金内訳（平成21年度末）

	日本政策金融公庫	福井県	民間金融機関	計
借入金残高	123億円	312億円	62億円	497億円

### Ⅲ 林業公社（分収造林事業）の問題点と課題

#### 1 問題点

##### ◆社会情勢の変化による採算性の悪化

- ・ 設立当時の木材価格や労務費の水準であれば、将来の伐採収益で事業経費を十分賄える状況であったが、その後の木材価格の下落、労務費の高騰等により、事業の採算性が悪化した。
- ・ 現在の木材価格の水準では、皆伐したとしても、伐採収益による債務の完済は厳しい状況である。

##### ◆期待できない土地所有者による再造林

- ・ 事業の採算性の悪化により、「皆伐して再造林する」という森林資源の循環が困難な状況となっており、皆伐しても、土地所有者による再造林や保育が期待できない状況となっている。

##### ◆地球温暖化、山地災害の発生リスクの増大への対応

- ・ 近年の気候変動に伴う集中豪雨の頻発など、土砂災害発生等のリスクが増大しており、皆伐が困難な状況である。
- ・ こうしたリスクを踏まえた森林施業を進める必要がある。



## 2 課題

### ◆今後の森林整備のあり方、事業運営のあり方の検討

- ・ 林業公社がこれまで果たしてきた「林業の発展（木材生産）」と「森林の公益的機能の維持増進」という役割、森林・林業の現状および地球環境の変化等を踏まえ、今後の森林整備のあり方、事業の存廃を含めて分収造林事業運営のあり方を検討していく必要がある。

### ◆国への抜本的支援策の要望と県の支援策の検討

- ・ 分収造林事業は、国の拡大造林政策に基づき推進してきたものであり、全国の林業公社がほぼ共通して抱える問題であることから、国に対して、債務の軽減や経営見直しに向けた抜本的な支援策を講ずるよう、要望を継続するとともに、県としても、さらなる支援策について今後検討していく必要がある。

### ◆経営改善策の実施（林業公社の自助努力）

- ・ 林業公社の債務をこれ以上増やさず、縮減していくためには、これから利用可能な段階に入る公社林の効率的な伐採による収益確保など林業公社の新たな収入確保策やさらなるコスト削減策などの経営改善策を実施していくことが必要である。

### ◆土地所有者の理解・協力

- ・ 国、県のさらなる支援、林業公社の自助努力とともに、分収造林事業の当事者である土地所有者に対しても理解を求め、協力を求めていく必要がある。

### ◆県民への十分な説明

- ・ 国への要望、林業公社の自助努力、土地所有者の協力により県民負担を最小限にすることを十分に説明し、県民の理解が得られるよう努めていくことが必要である。

## IV 林業公社(分収造林事業)を巡る最近の状況

### 1 第三セクター等の抜本的な改革の推進

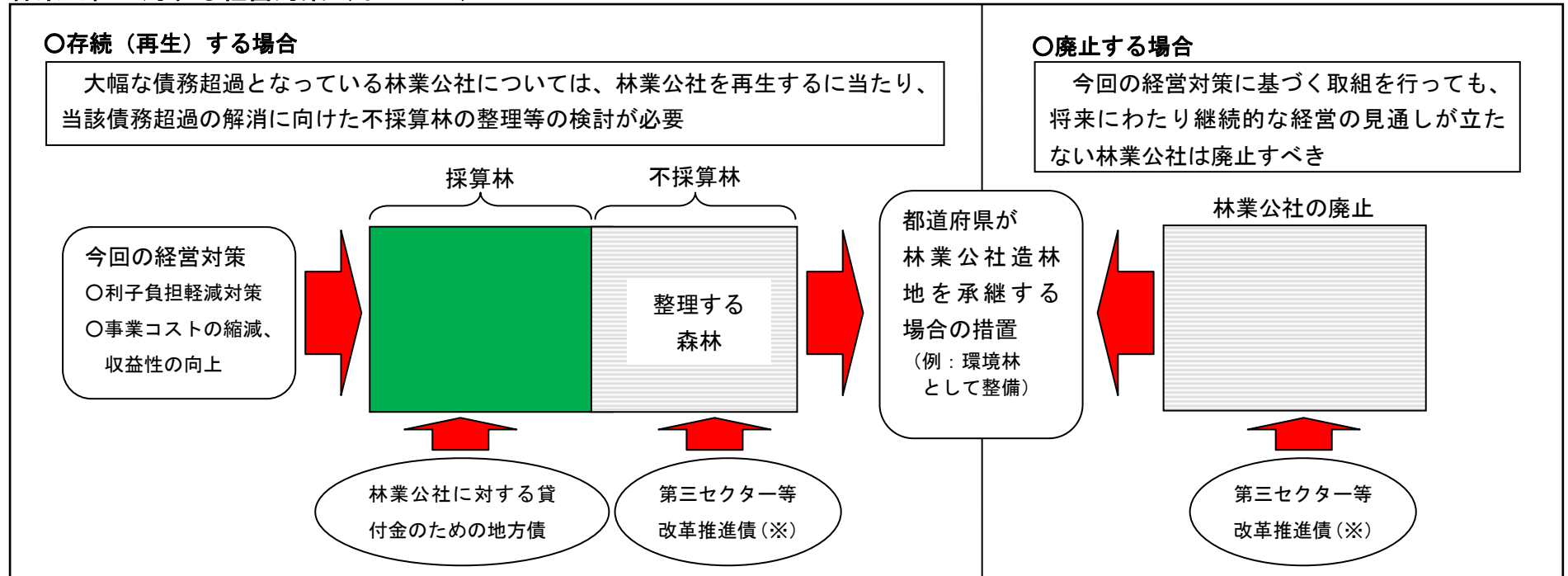
- ・平成21年4月の「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の全面施行に伴い、国は、平成25年度までの5年間で第三セクター等の存廃を含めた抜本的改革を集中的に行うよう地方公共団体に要請している。
- ・また、林業公社を抱える地方と国の協議の場として、平成20年11月、総務省、林野庁および府県代表で構成された「林業公社の経営対策等に関する検討会」が設置され、平成21年6月末に報告がまとめられている。
- ・こうした動きを受けて、各府県では、改めて林業公社の抜本的経営見直しの検討が開始されており、本県においても、平成22年3月に策定した「ふくい元気な森・元気な林業戦略」における「林業公社プロジェクト」において、債務の縮減に向けた対策を講じるとともに、林業公社の今後のあり方について検討していくこととしている。

#### ◆「林業公社の経営対策等に関する検討会」報告の概要

##### 検討結果

- 経営状況等の実態把握・開示  
⇒ 最新の公益法人会計基準の早期適用、議会や住民への情報公開、森林資産の時価評価方法の検討
- 林業公社の存廃を含む抜本的な経営の見直しの検討  
⇒ 検討委員会で検討の上、「改革プラン」を策定
- 将来の森林整備のあり方の検討

## 林業会社に対する経営対策（イメージ）



(※) 第三セクター等改革推進債 … 第三セクター等の整理または再生のために必要となる一定の経費を議会の議決等の手続きを経て地方債の対象とすることができる時限措置として発行が認められている。(平成21年度～平成25年度)

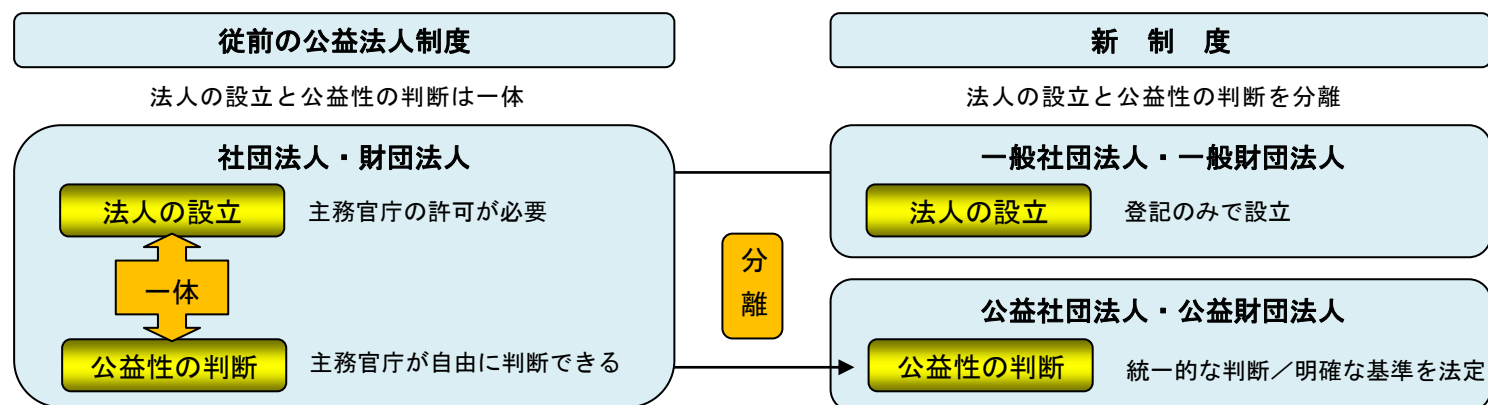
## 国の支援措置

- 日本政策金融公庫資金（利用間伐推進資金）の拡充  
⇒ 資金対象として、市中金融機関への償還元金を追加
- 都道府県の無利子貸付、利子補給に対する特別交付税措置の拡充  
⇒ 措置率20%、上限2億円→措置率50%、上限5億円
- 第三セクター等改革推進債の対象拡充  
⇒ 破産・再生手続きの他に清算計画を作成して行われる債務処理を追加

## 2 公益法人制度改革への対応

- ・新公益法人制度の施行に伴い、既存の公益法人は、5年以内（平成25年11月末まで）に、新公益法人制度における公益社団・財団法人または一般社団・財団法人への移行が必要となっている。
- ・新公益法人への移行に当たっては、最新の公益法人会計基準の適用が必要であり、同基準では資産の時価評価と減損会計の適用（※）が求められているため、各府県および林業公社では、平成25年までの移行に向けて準備を進めているところである。

### ◆公益法人制度改革の概要



(※) 新公益法人会計基準では、「資産の時価が著しく（帳簿価額から概ね50%を超えて）下落したときは、回復の見込みがあると認められる場合を除き、時価をもって貸借対照表価額としなければならない」とされている。

現在、府県、林業公社代表等で構成された「林業公社会計基準策定委員会」が設置され、投資を行ってから収益を得るまでの期間が超長期であるという林業の特殊性を踏まえた「林業公社会計基準」の完成に向け、検討を進めているところである。

### 3 森林の公益的機能の重要性

#### (1) 森林の公益的機能の重要性

- ・ 森林は、県民の生活に必要な木材を生産し供給する「林業の発展（木材生産）」という機能のみならず、「水源かん養、山地災害防止、地球温暖化防止などの公益的機能（＝環境保全機能）」を有しており、災害等から県民の生命・財産を守る重要な役割を担っている。
- ・ 昨年度、県が県民を対象に実施したアンケート調査では、森林に期待する働きとして、「地球温暖化防止」、「水を蓄える」、「災害防止」といった項目が上位を占めている。
- ・ 特に近年、気候変動に伴う集中豪雨の発生が増加しており、今後も山地災害の発生リスクが増大することが懸念されていることから、森林の公益的機能を高めていくことは、今後ますます重要となる。

#### (2) 森林の多面的機能の評価額

- ・ 日本学術会議資料（H13年11月）によると、森林の多面的機能の評価額は、全国で年間約70兆円とされており、これを参考に試算すると、県の森林の評価額は年間約1兆円、県公社林の評価額は年間約500億円となる。

## V これまでの経営改善の取り組み

- ・平成9年度以降、施業基準を見直し、拡大造林（新植）の廃止、長伐期化等に取り組んできた。
- ・林業公社の借入利息負担を軽減するため、県貸付金の無利子化や日本政策金融公庫借入金の借り換え等を実施してきた。

<p>(1) 施業基準の見直し（平成11年～）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 拡大造林（新植）の中止（H11）</li> <li>・ 6m枝打ちの中止（H15～）</li> <li>・ 長伐期化（主伐期の延長 45年→80年）（H16～）</li> </ul>
<p>(2) 人員の削減（平成9年～）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 常勤職員の退職者を不補充 （分収造林事業に直接従事するプロパー職員 H9 9人→ H22 4人）</li> </ul>
<p>(3) 県貸付金の無利子化（平成12年～）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成12年度以降の貸付金の無利子化</li> <li>・ 平成11年度以前の貸付金の発生利息を補助</li> </ul>
<p>(4) 日本政策金融公庫の高利借入金（3.5%以上）の整理（平成11年～19年）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 低利な公庫資金への借換の実施</li> <li>・ 低利な市中金融機関資金を活用した繰上償還の実施</li> </ul>

### ※その他の経営改善の取り組み

- ・ 平成20年度より制限付き一般競争入札を実施
- ・ 平成21年～23年の間は事業実施に当たり、自己負担なしの定額助成方式による国の森林整備補助制度を活用し、新たな公庫資金の借入を取り止め

## VI 委員会での今後の検討事項

### (1) 経営状況の評価・検証

- 将来収支シミュレーションの分析
- 最新の公益法人会計基準適用に伴う森林資産の時価評価

### (2) 今後の森林整備のあり方

- 森林・林業の現状および地球環境の変化等を踏まえた、今後の森林整備のあり方の検討
- 造成してきた社会的資産としての森林の円滑な継承の検討

### (3) 今後の分収林事業運営のあり方

- 事業の存廃を含めた経営見直し（整理または再生）の検討
- 事業運営主体の検討

### (4) 債務縮減に向けた具体的な経営改善方策

- 分収方式の見直しの検討
- 間伐収入の確保や新たな収入確保策の検討
- さらなる事業コスト削減策の検討